

## 議第四十二号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例及び岐阜県薬物の濫用の防止に関する  
条例の一部を改正する条例について

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例及び岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例及び岐阜県薬物の濫用の防止に関する  
条例の一部を改正する条例

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一二十の表中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同表一の項中「の規定による覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「規定する覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定申請経由手数料」を「覚醒剤製造業者等指定申請経由手数料」に改め、申請経由手数料」に改め、同表二の項中「の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」を「規定する覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に、「覚せい剤施用機関等指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関等指定申請手数料」に改め、同表三の項中「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者」に改め、同表四の項中「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関等指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関等指定証再交付手数料」に改め、同表五の項中「の規定による覚せい剤原料取扱者」を「規定する覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚醒剤原料取扱者指定申請手数料」に改め、同表六の項中「の規定による覚せい剤原料研究者」を「規定する覚醒剤原料研究者」に、「覚せい

い剤原料研究者指定申請手数料」を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に改める。

（岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日から施行する。

## 提 案 説 明

覚せい剤取締法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。